

磐田市男女共同参画審議会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、磐田市男女共同参画推進条例（平成17年条例第272号）第20条に規定する委員の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 原則として公募時に満18歳以上の者で市内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 本市の議員又は職員でないこと。

(募集人数及び任期)

第3条 公募する委員の人数は、3人以内とする。

2 任期は、2年とする。

(委員報酬)

第4条 委員の報酬は、磐田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例により支給する。

(応募方法)

第5条 委員の応募にあたっては、磐田市男女共同参画審議会公募委員応募用紙（別紙）の提出を求めるものとする。

2 応募用紙の提出先は、磐田市役所自治市民部自治デザイン課とする。

(選任会議の設置)

第6条 委員の選任にあたり、公平かつ公正な選任を確保するため、選任会議を設置する。

2 選任会議は、次の職にある者をもって構成する。

(1) 自治市民部長

(2) 自治デザイン課長

3 選任会議には、選任委員長を置き、選任委員長には自治市民部長の職にある者をもって充てる。

4 選任会議は選任委員長が招集する。

5 選任会議の庶務は、自治市民部自治デザイン課において処理する。

(委員の選任)

第7条 委員の選任は、選任会議において行う。

2 委員の選任にあたっては、年齢、提出された意見等を総合的に考慮するものとする。

(結果の通知)

第8条 選任結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員公募に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。